

緊急災害時の児童・生徒の対応措置について

1. <気象警報発表時の対応>【暴風警報・特別警報発表時】

1	午前7時現在で警報が発表されている場合	生徒の登校は見合わせ、自宅待機させる。
2	午前9時までに警報が解除された場合	午前10時の始業とする。 <給食について> 休校が予想される場合、前日（土・日・祝日を含む場合は、その前日）の午前中に給食の有無が、施設給食課より連絡されるので、それにあわせて対応する。
3	午前9時現在で警報が解除されていない場合	臨時休業とする。
4	生徒が 在校時 に警報が発表された場合	気象情報に注意し、下記の措置をとる。 ①直ちに緊急一斉下校の措置をとる。 下校に際しては、生徒の安全を第一に考え、教職員が付き添うとともに、緊急連絡網等で保護者に連絡する。 ※但し、特別警報の際は、①はなく、即②の保護者への引き渡しによる下校措置とする。 ②緊急一斉下校が、危険であると判断される場合は、生徒の安全に十分配慮の上、生徒を校内にとどめ、緊急連絡網等で保護者に連絡し、保護者への引き渡しによる下校措置をとる。 ③保護者不在家庭に対しては、生徒を校内にとどめる等、実態に応じた措置をとる。 【警報解除の時】 徒を校内にとどめた場合、被害状況、特に道路状況を把握し、適切な措置を講じる。

2. <地震発生時の対応>

1	生徒が 在宅時	【震度4以下の場合】 原則、平常授業とする。（被害状況によっては、臨時休業や始業時刻繰り下げの措置をとる場合もある。） 【震度5弱以上の場合】 臨時休業とする。
2	生徒が 登下校中	大きな揺れを感じた場合、落下物がない場所等、安全な場所に一時避難し、揺れが収まった後、原則学校に避難させる。その後、速やかに生徒の安否確認を行う。 【震度4以下の場合】 校舎等の設備点検を行い、異常がなければ授業を行う。下校時は、通学路の安全確認の後、教職員の付き添いも含め、安全に配慮して下校させる。（被害状況によっては、必要に応じ、緊急連絡網等で保護者に連絡する。） 【震度5弱以上の場合】 臨時休業とし、大きな余震が予想されることから、保護者への引き渡しによる下校措置をとる。保護者不在家庭に対しては、生徒を校内にとどめる等、実態に応じた措置をとる。
3	生徒が 在校時	大きな揺れを感じた場合、机の下に隠れる、窓から離れる等、自分の身を守る行動をとらせる。揺れが収まった後、速やかに、安全な場所へ避難誘導し、保護・監督にあたる。その後、速やかに児童・生徒の安否確認を行う。 【震度4以下の場合】 校舎等の設備点検を行い、異常がなければ授業を再開する。下校時は、通学路の安全確認の後、教職員の付き添いも含め、安全に配慮して下校させる。（被害状況によっては、必要に応じ、緊急連絡網等で保護者に連絡する。） 【震度5弱以上の場合】 臨時休業とし、大きな余震が予想されることから、保護者への引き渡しによる下校措置をとる。保護者不在家庭に対しては、生徒を校内にとどめる等、実態に応じた措置をとる。

※特別警報・警報・注意報は、二次細分区域単位で発表されます。二次細分区域とは、特別警報・警報・注意報の発表に用いる区域で、**市町村を原則としています**。なお、特別警報・警報・注意報の発表状況を、地域的に概観するため、市町村等をまとめた地域（**寝屋川市は東部大阪**）で報道されることがあります。